

第四号様式

鳥取県指令受河第 号

住所

氏名

昭和 年 月 日付けて申請の昭和 年

月 日付け鳥取県指令受河第 号で許可した具有船

船の使用期間の変更については、次のとおり許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

| 船舶名 | 使用期間 |     | 実働時間 |     | 使用料 |     |
|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|
|     | 変更前  | 変更後 | 変更前  | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 合計  |      |     |      |     |     |     |

鳥取県公報

◇告示 林業協業促進対策事業補助金交付要綱  
鳥取県農業近代化協力資金利子補助金交付要綱

告 示

鳥取県告示第五百七十一号

林業協業促進対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

林業協業促進対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 林業協業促進対策事業補助金の交付に關しては、

即ち第三十二号以下に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、林業の機械化による協業を促進する事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助事業者の範囲)

第三条 林業協業促進対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件をみたす森林組合(以下「組合」という。)とする。

- 一 組合員所有の森林面積が原則として三千ヘクタール以上であること。
- 二 払込済出資金額が百万円以上であること。
- 三 常勤役員が三人以上であること。
- 四 労務者を雇用してみずから林産事業を実施するものであること。

五 林産事業を実施し(過去三箇年の各年度の取扱高が二十万円以上のものを除く。)今後も引き続き事業量を確保しうる見込みが確実であること。

(補助金の交付の対象)

第四条 補助金は、組合が次の各号に掲げる林業機械(以下「機械」という。)を設置したときその機械の設置に要した費用に対して交付する。

- 一 集材機 一台(常用出力八馬力以上)
- 二 自動鋸 二台(常用出力四馬力以上)
- 三 刈払機 二台(常用出力二馬力以上)

(補助率)

第五条 機械一組の金額が百二十万円を超える場合は補助対象基準額を百二十万円として、その三分の二以内とする。

2 機械一組の金額が百二十万円以下の場合、その額の三分の二以内とする。

(申請書の添付書類)

第六条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙第五

条第一号及び第二号に定めるもののほか、林業機械設置状況報告書(様式第一号)を申請書に添えなければならない。

(実績報告)

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとし、当該補助金の交付の決定の日付の属する会計年度経過後一箇月以内に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第八条 規則第二十一条第三号の規定による受入額調査は、様式第二号のとおりとする。

(提出書類の部数等)

第九条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、それぞれ三部作成し、所轄地方農林振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

別紙 購入機械明細表

| 森林組合名  | 機械の種類 | 台数 | 事業費     |        | 備考        |
|--------|-------|----|---------|--------|-----------|
|        |       |    | 補助対象事業費 | 非補助事業費 |           |
| 〇〇森林組合 | 集材機   | 1台 | 円       | 円      | 明細は別紙のとおり |
|        | 自動鋸   |    |         |        |           |
|        | 刈払機   |    |         |        |           |
|        | 計     |    |         |        |           |

  

| 組合名 | 補助別 | 集材機 |    |    | 自動鋸 |    |    | 刈払機 |    |    |
|-----|-----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
|     |     | 品名  | 型式 | 単価 | 品名  | 型式 | 単価 | 品名  | 型式 | 単価 |
| 補   | 助   |     |    | 円  |     |    | 円  |     |    | 円  |
| 補   | 助   |     |    | 円  |     |    | 円  |     |    | 円  |



鳥取県農業近代化協力資金利子補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十二号

鳥取県農業近代化協力資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 農業近代化協力資金利子補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、農業近代化協力資金(以下「協力資金」という。)とは、農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に定める農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金(以下「近代化資金」という。)の原資を借入れた資金(以下「近代化資金」という。)の原資を借入れた資金(以下「近代化資金」という。)の原資を借入れた資金(以下「近代化資金」という。)

(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第二号に定める事業を行わない組合を除く。以下「組合」という。)がその近代化資金のうち、鳥取県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)から借入れた資金であつて、知事の承認したものをいう。

(繰上償還)

第三条 組合は、財務の健全化に努力するとともに、その運用資金量を充実した際、協力資金の繰上償還を速かに行なうものとする。

(補助対象及び補助額)

第四条 利子補助金は、協力資金を借入れた組合が、県信連に支払う利子につき、当該組合に対し交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間における協力資金の借入金残高(当該期間の中途に借り入れた協力資金については、借入日から三月三十一日までの期間における借入金残高、当該期間内に償還期限の到来した額)

2 申請書の提出期限は、毎年三月三十一日とする。(実績報告書)

第六条 規則第十八条に規定する実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

(添付書類)

第五条 規則第五条第一号及び第二号に規定する事業計画書及び収支予算書は、様式第一号及び様式第二号のとおりとし、同条第三号の規定による書類は、県信連

様式第一号

1 事業計画書(又は事業実績報告書)

(1) 事業の目的

農業近代化資金を融資するにあたり、その原資を県信連から求めて貸付けを行ない、農業者等の農業近代化を促進し、農業経営の安定に資する。

(2) 事業計画(又は事業実績)

(イ) 協力資金借入金額及び借入残高

借入金額 円

借入残高 円

(ロ) 協力資金借入年月日 昭和 年 月 日



様式第3号

昭和 年 月 日

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

農業協同組合

印

鳥取県知事

殿

農業近代化協力資金利子補助金実績報告書

昭和 年 月 日付 指令第 号で補助金交付決定通知があつた昭和 年度の農業近代化協力資金利子補助の事業が完了したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により、事業実績を報告します。

添付書類

申請書の添付書類の様式第1号様式第2号を準用する。

# 鳥取県公報

## 目 次

◇ 監査公告 定期監査の結果公表

## 監 査 公 告

鳥取県監査公告第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九百九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年十月十六日

鳥取県監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

## 記

監 査 個 所 執 行 年 月 日

工業試験場境港分場 昭和三十七年二月二十二日

〃 本 場 同 四月二十三日

奨 徳 学 校 同 六月二十日

皆 成 学 園 同 二十六日

工業試験場

境港分場 昭和三十七年二月二十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 堀 江 実 蔵

同 秋 久 勲

本 場 昭和三十七年四月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎